

◆手話通訳の依頼◆

通訳が必要な日時が決まったら、原則、土日祝日を含まず3日前までに申込み。

◆申込方法◆

電子申請、FAX、郵送、来庁のいずれかの方法で共生社会推進課へ。

市ホームページ▼



電子申請▼



◆申請書記入例◆

※申請書は共生社会推進課にあります。
市ホームページでダウンロードもできます。
下記①～⑧すべて記入してください。

- ① 名前 志木 太郎
- ② 住所 ○○市○○-○-○
- ③ 連絡先 ○○○○@○○
- ④ 通訳が必要な日時
○月○日(○曜日)・○時～○時
- ⑤ 通訳場所 ○○病院
- ⑥ 通訳内容 外科受診
- ⑦ 待ち合わせ場所 受付ロビー
- ⑧ 待ち合わせ時間 ○時○分

★**緊急時(急病・事故など)**は派遣時間帯に関わらず、下記の機関では手話通訳者を依頼できます。
※派遣できない場合もあります。

- 消防
- 警察
- TMG 宗岡中央病院
- 朝霞厚生病院
- TMG あさか医療センター
- 仏入富士見総合病院
- 新座志木中央総合病院

◆志木市役所共生社会推進課◆

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1
(FAX)048-473-1118※手話専用
(電話)048-473-1449※直通
(メール)syuwa@city.shiki.lg.jp

志 木 市
手 話 通 訳 者
派 遣 事 業

ご 案 内



志 木 市 役 所

【派遣できる時間帯】

午前8時30分～午後10時00分

【待ち合わせ時間】

通訳開始の10～30分前。

※開始前に通訳者と打合せをおこないます。

【利用できる人】

市内在住の聴覚障がい者等

※きこえる人や団体でも、有料で利用可能です。

対応できる機関をご紹介します。

【費用】

無料

【派遣される手話通訳者】

志木市が認定した登録手話通訳者

※手話通訳者には守秘義務があります。依頼の内容に関わる情報・秘密は守られます。

※公私を分けておりますので、知り合いの手話通訳者を見かけても通訳従事中のときに話しかけるのはご遠慮ください。

市役所内での通訳の場合、

申込は不要です。※窓口で手話通訳者を呼ぶよう伝えてください。不在時もあります。ご了承ください。

窓口の職員に手話通訳者を呼ぶよう伝えてください。

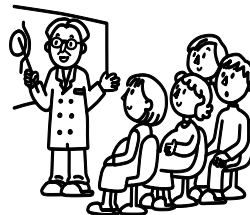
●電話通訳もできます。

※不在時もあります。来庁予約も可能ですので、お気軽にご連絡ください。

【依頼できる内容】

医療

診察、健康診断、
親子教室など



生活

各種手続き・相談、
町内会活動など



教育

入学式、卒園式、懇談会、
面談、説明会など



就職

就職活動、面接、職場見学、
職場での話し合いなど



その他

講演会、冠婚葬祭、
保険の相談など



【依頼できない内容】

営利目的、政治、宗教に
関する内容